

愛媛県における 「地域維持型契約方式」について

愛媛県 土木部

1. はじめに

平成26年6月4日に施行された改正品確法において、「社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保」が基本理念に追加され、維持管理に係る多様な入札及び契約の方法として、複数年度契約、複数工事の一括発注、組合その他の事業主体が競争に参加できる方式（共同受注方式）等を活用することとされた。

また、改正品確法を受け策定された「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）では、地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、「地域維持型契約方式」が掲げられている。

将来にわたって地域における社会資本の適切な維持管理を行っていくためには、工事施工の採算性向上を図りながら、維持管理の施工体制を確保していく必要がある。このため本県では、「地域維持型契約方式」の拡大実施を図ることとした。本稿では、この取り組みを紹介する。

2. 建設業界等の現状と課題

(1) 生産性労働人口

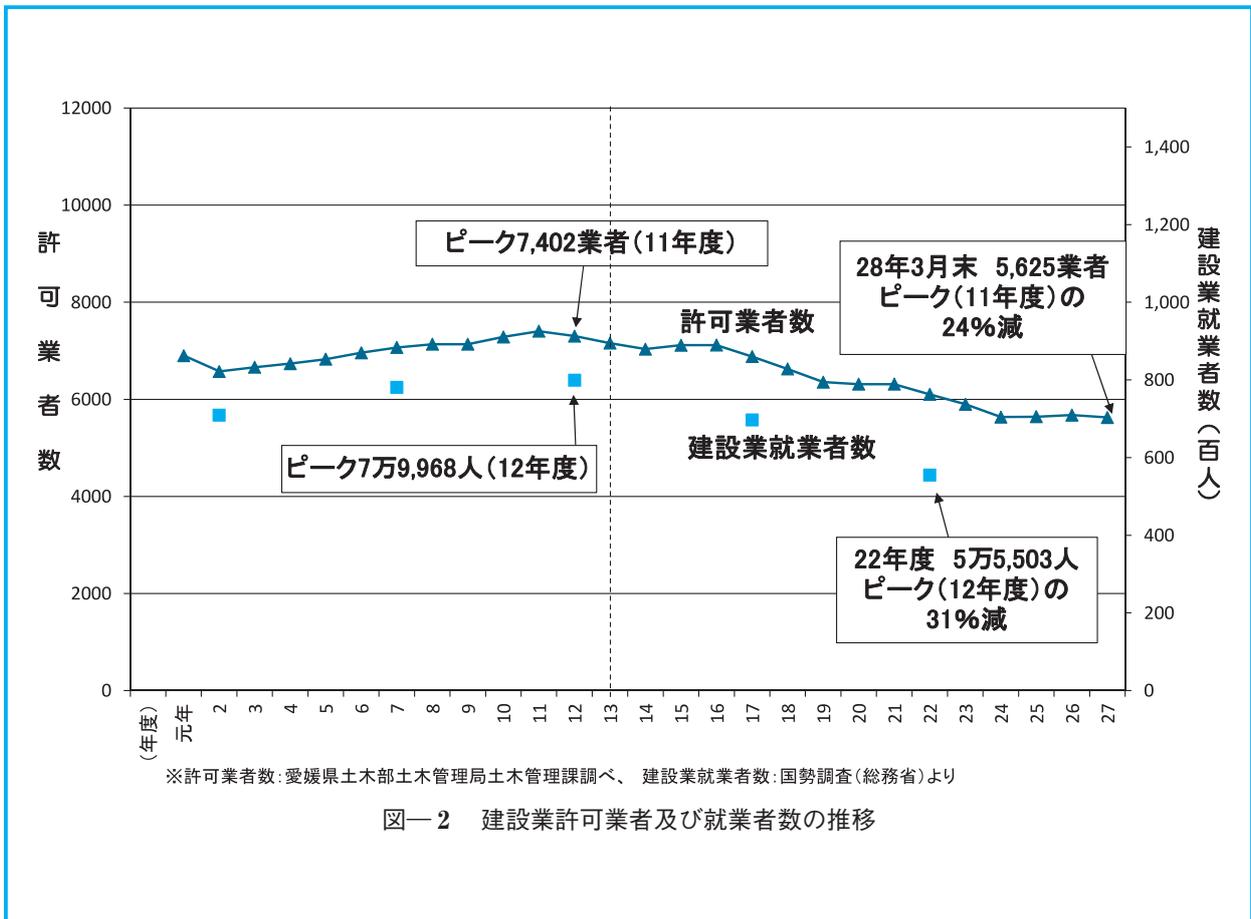
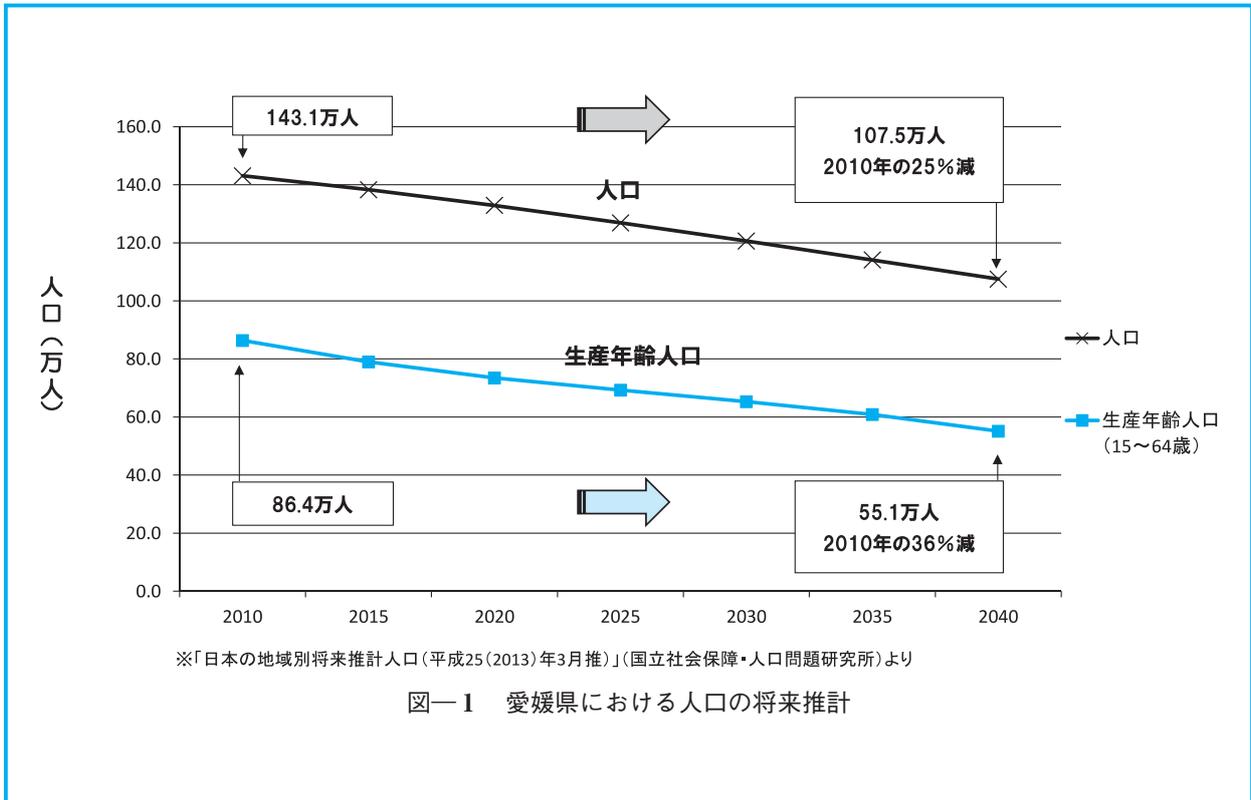
本県における将来人口は、2040年には、2010（平成22）年から25%減となる107.5万人、特に労働力の中核をなす生産年齢人口は大きく減少し、36%減となる55.1万人と推定されている（図—1）。

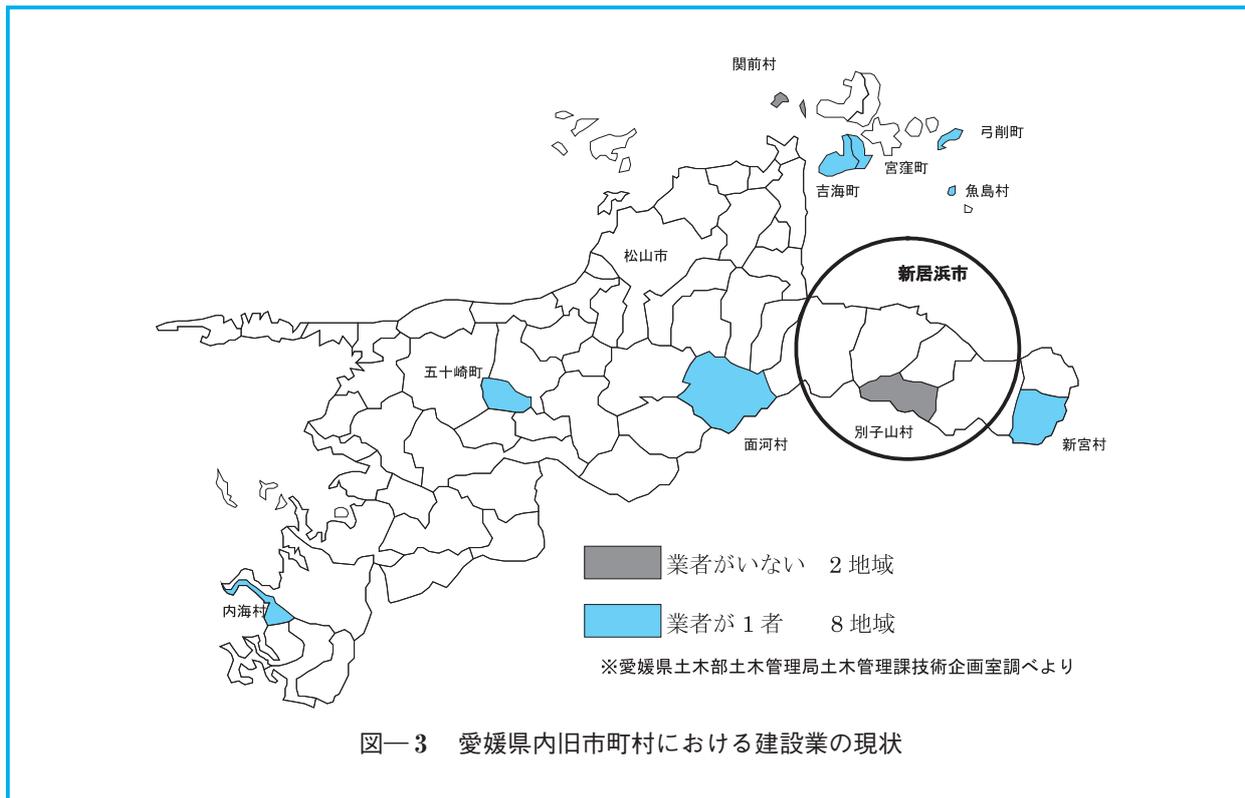
(2) 建設業者数等

本県の建設許可業者数は、平成11年の7,402者をピークに減少し、平成28年度末5,625者とピーク時から24%減となっている。

建設業就業者数についても、平成12年の7万9,968人をピークに、平成22年にはピーク時から31%減の5万5,503人となっており、かつ減少傾向にある（図—2）。

また、本県と「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している愛媛県建設業協会員の状況は、合併前の旧市町村を単位とした70地域のうち、建設業者のいない地域が2地域、建設業者数が1者となっている地域が8地域となっている（図—3）。

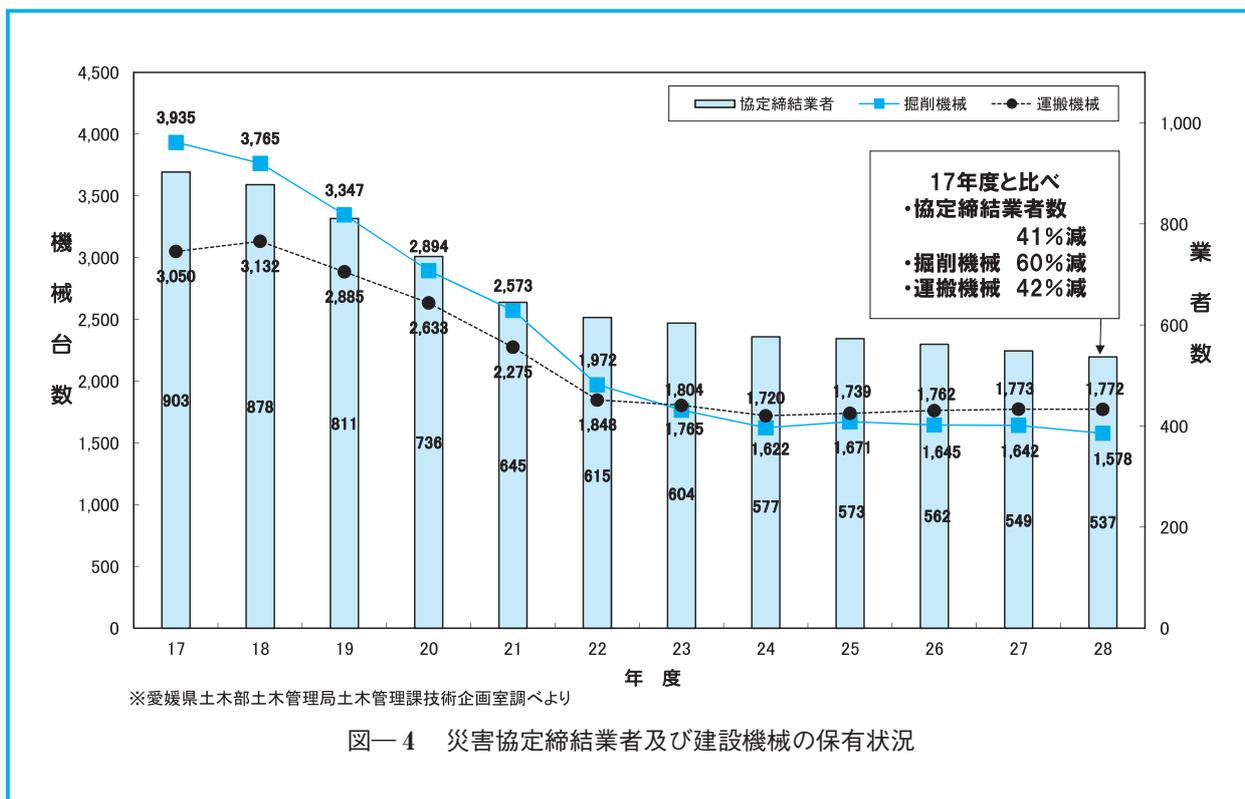




(3) 建設機械保有数の推移

愛媛県建設業協会の所属企業に聞き取りを行ったところ、災害時に必要とされる掘削系建設機械（ショベル系、ブルドーザ、トラクターショベル）

の保有台数は、平成17年の3,935台が平成28年には60%減少の1,578台と、建設業者数の減少率（41%減）よりも大きく減少している（図一4）。



(4) 課題

① 建設業者の減少

地域の建設業者が減少し、旧市町村単位では既に2地域において建設業者の空白地域が発生しており、1者で地域維持を担っている地域が8地域ある。今後、生産年齢人口の減少に伴い、建設業者の減少が見込まれるなか、建設業者がいない空白地域が拡大し災害対応や地域インフラの維持管理等に支障が生じることが懸念される。

② 建設機械の保有業者の減少

県と地域の建設業者の間で災害協定が結ばれ、災害時には地元建設業者を中心に復旧態勢がとられることとなっているが、地元の建設業者の減少、加えて、災害復旧に必要な建設機械を自社で保有する協定業者が減少している状況で、災害時等の緊急を要する対応ができなくなることが懸念される。

3. 本県の取り組み

上記課題に対応するため、本県土木部では、道路、河川、砂防施設及び海岸施設の災害応急対応等を含めた維持管理工事について、異なる施設や複数の地区をある程度まとめて一括発注する「地域維持型契約方式」を採用し、平成23年度から新居浜市全域を対象に取り組みを始め、平成28年度には対象地域を拡大し、新居浜市に加えて西条市、松山市、東温市の全域を対象とした。

(1) 新居浜地区での取り組み

① 経緯

平成16年度、台風10号から台風23号にかけての一連の台風により、東予地方を中心に県内に大きな被害が発生し、特に新居浜市では、台風21号、23号により人的被害が発生するなど被害が甚大であり、地元建設業者が中心となり早期の復旧対応等に追われた。

また、平成19年度には、新居浜市別子山（旧別子山村）が建設業者の空白地帯となったことか

ら、公共工事については隣接する旧新居浜市の建設業者が実施することとなった（図-3）。

一方で、災害対応を含む維持管理工事は利益率が低いうえに緊急を要する場合もあるため、業者の負担が大きく受注を敬遠する業者が現れるようになり、入札不調が発生していた。

このような状況から、現状の個々の業者が単独で請け負う契約方法では災害時の対応や将来の維持管理が困難となることが懸念されたため、その対応策として愛媛県建設業協会新居浜支部が要望していた事業組合方式での契約を試行的に実施することとした。

② 一括発注の工事概要

○入札契約方式 公募型指名競争入札

○工事内容

・道路維持工事 13路線 L=86.0km

・河川管理施設維持工事 37河川

・砂防施設等（砂防・地すべり・急傾斜）維持工事 79箇所

・海岸維持工事 6海岸 L=7.2km

○受注者 事業協同組合（構成員 63業者 平成23年度時点）

(2) 地域維持型契約方式の対象地域の拡大

① 経緯

平成23年度以降、新居浜市で「地域維持型契約方式」の試行を継続したが、他地域へ広がらず従来どおりの個別発注を行っていた。しかし、平成26年に品確法が改正され「地域における社会資本の維持管理に資する方式」の一つとして「地域維持型契約方式」の活用が掲げられたことから、これまで新居浜市で実施してきた事業組合方式に加えて、地域の中小建設業者からなるJVでの受注が可能となるよう関係規定の改正等を行い、実施対象地域の拡大を図ることとした。

② 地域維持型契約方式拡大に伴う関係規程の制定及び改正

・愛媛県土木部地域維持型契約方式試行要領（平成28年2月16日制定）

維持管理工事の包括契約を試行するにあつ

て必要な手続を制定。

- ・愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成28年2月16日改正）
 特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体について定める要綱に、新たに地域維持型建設共同企業体に係る資格、取扱い等の規定を追加。

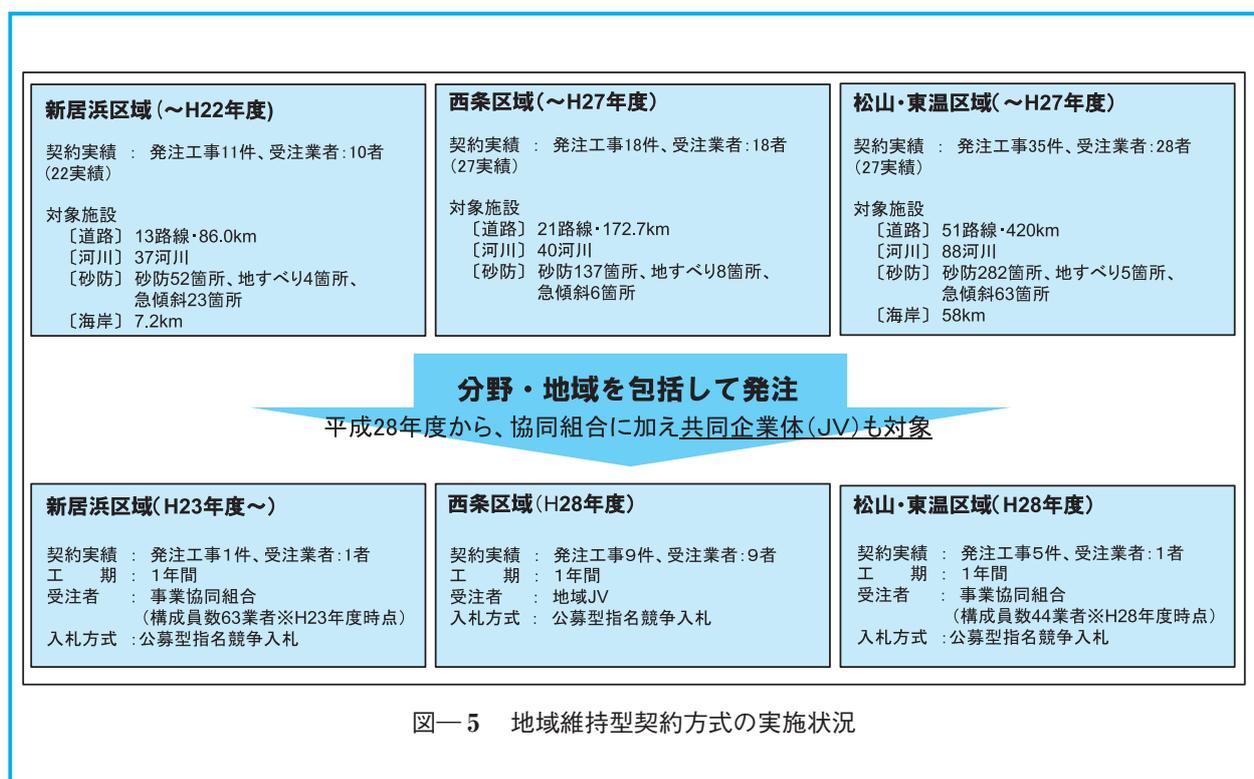
③ 工事概要

【西条区域】

- 入札契約方式 公募型指名競争入札
- 工事内容
 - ・道路維持工事 21路線 L=172.7km
 - ・河川管理施設維持工事 40河川
 - ・砂防施設等（砂防・地すべり・急傾斜）維持工事 151箇所
- 受注者 地域維持型JV（9件、9JV）

表一 1 「地域維持型契約方式」導入の経緯

年 度	内 容
平成16年度	・台風10号から台風23号にかけての一連の台風により被害が発生。特に東予地域（新居浜市、西条市など）において甚大な災害が発生。
平成19年度	・新居浜市別子山（旧別子山村）の建設業者が廃業し、別子山は建設業者の空白地域となる。旧新居浜市の建設業者が地域維持を担う。
平成22年度	・建設業協会新居浜支部より県に対し「年間維持工事等の一括発注」の要望
平成23年度	・新居浜市内の年間維持工事について一括発注の実施
平成26年度	・愛媛県建設業審議会（H27.3.16）「地域維持型契約方式の推進」を答申 ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正
平成27年度	・愛媛県土木部地域維持型契約方式試行要領（H27.2月）の制定
平成28年度	・新居浜区域に加え西条区域、松山・東温区域で「年間維持工事の一括発注」を実施



図一 5 地域維持型契約方式の実施状況

【松山・東温区域】

- 入札契約方式 公募型指名競争入札
- 工事内容
 - ・道路維持工事 51路線 L=420.0km
 - ・河川管理施設維持工事 88河川
 - ・砂防施設等（砂防・地すべり・急傾斜）維持工事 350箇所
 - ・海岸維持工事 6海岸 L=58.0km
- 受注者 事業協同組合（構成員 44業者 平成28年度時点）

4. 本県における「地域維持型契約方式」の概要

- ① 入札方式
 - ・入札方式は、入札参加を希望する者を事前に募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する方式（「公募型指名競争入札」）。
- ② 対象工事
 - ・対象は、道路、河川、砂防施設、海岸、港湾に係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注する県工事。
- ③ 入札参加資格等
 - ・事業協同組合又は地域維持型JV
 - ・本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。
 - ・過去の施工実績基準等から、当該工事を施工する能力があると認められること。
- ④ JVの構成員数及び組合せ
 - ・2者以上10者以下とし、工事ごとに定める。
 - ・代表者が、当該工事費に対応する格付けを有すること。
 - ・代表者が、本県発注の維持管理工事の施工実績を有すること。等

5. 地域維持型契約方式の効果及び課題

今年度から実施している西条区域及び松山・東

温区域についての効果等の検証は、来年度以降となるが、平成23年度から実施の新居浜区域の導入に伴う効果及び課題は次のとおり。

- ① 効果
 - ・設計書の作成など発注関係事務について業務量の軽減が図られる。
 - ・台風による崩土の撤去や土のう設置といった急を要する場合や、災害が広範囲に及ぶケースにおいて複数業者の対応により早期に完成できる。
 - ・業者の手持ち工事量を考慮して対応業者を決定するため、作業の初動が早くなる。
 - ・業者の重機の保有状況に応じて対応業者を決定するなど、重機を有効に活用できる。
- ② 課題
 - ・協同組合として受注を行う場合、建設業許可及び格付けを取得し、建設業を営む者として、専任の技術者を雇用して事務所に置かなければならないことから、人材の確保及び経費（人件費）が増加する。
 - ・全体を統率する人材の確保が必要となる。
 - ・代表者の書類作成等の作業負担が大きい。

6. おわりに

本県での「地域維持型契約方式」は、まだ県内20市町のうち4市町での実施であり、未実施の地域の方が多い。

地域インフラの維持管理について、安定的な施工体制の確保を図っていくことは、地域の防災・減災対策のうえで欠くことのできない重要な施策であり、若年入職者の確保・育成や生産性の向上など地元建設業者の減少対策への取り組みはもちろんのこと、この「地域維持型契約方式」についても、引き続き県下での実施地域の拡大に努めたいと考えている。